

学校等除雪機械賃貸借仕様書

賃貸借する除雪機械は下記のとおりとする。

記

1. 賃貸借物件

- 1) 0.4m³級ミニホイールローダー 9台
- 2) 機体重量3t未満(特別教育終了者が運転可能であること)
- 3) 小型特殊免許で運転可能であること(公道走行をするため)
- 4) キャブ前後作業灯及びバックブザー、後方に除雪作業中プレート設置すること
- 5) スノータイヤ及びタイヤチェーン装備
- 6) 運転席はキャビンで覆い暖房設備を装着していること
- 7) 製造年、新規登録が10年以内の除雪車であること
- 8) 稼働見込時間90hr(降雪量により稼働時間は変動する)
- 9) 毎月1回点検を行うこと
- 10) グリス等メンテナンス用品を用意すること
- 11) 簡易的な回転灯を用意すること
- 12) 賃貸借期間は令和4年12月1日から令和5年3月31日

2. 使用目的

建設機械の使用目的は除雪作業に限るものとする。また、おいらせ町が指定する業者(以下「指定業者」という)に貸与する目的で賃貸借するものである。

3. 除雪機械の引渡、返却について

- 1) 除雪機械の引渡・返却場所は次のとおりとする。

学校名	住所(引渡・返却場所)	電話番号
下田小学校	上北郡おいらせ町館越38-1	0178-56-2250
木内々小学校	上北郡おいらせ町染屋101-7	0178-56-3562
木ノ下小学校	上北郡おいらせ町青葉六丁目50-184	0176-57-0222
百石小学校	上北郡おいらせ町牛込平20-1	0178-52-2458
甲洋小学校	上北郡おいらせ町一川目四丁目6-10	0178-52-3464
下田中学校	上北郡おいらせ町立蛇114-3	0178-56-2649
木ノ下中学校	上北郡おいらせ町上久保22-2	0178-56-2245
百石中学校	上北郡おいらせ町東下谷地116	0178-52-2454
おいらせ町立学校給食センター	上北郡おいらせ町中平下長根山1-20	0178-38-5881

- 2) 引渡・返却場所までの運送費用については貸手側の負担とし、賃借料に含むものとする。
- 3) 引渡・返却時における車両燃料給油の有無については、協議による。また、給油した場合は冬用燃料とする。
- 4) 貸手側は借手側に対し、引渡し時に除雪機械の操作説明を行うこと。
- 5) 除雪機械の引渡・返却に当たっては双方立会のもと機械の状況の確認を行うものとする。
- 6) 除雪機の引渡は令和4年12月1日までとする。
- 7) 除雪機の返却日について、令和5年3月1日までに日時を通知すること。

- 8) スペアキーを用意し、引渡日までに学校側及び担当課に渡すこと。
 - 9) 車両について、カタログ等により事前に通知すること。
4. 除雪機械の公課費、車検整備費、自賠償保険料、盗難保険料、車両保険料は貸手側の負担とし、賃借料に含むものとする。また、除雪作業に伴う事故等に対応するための対人・対物賠償、傷害保険料等についても貸手側の負担とし、賃借料に含むものとする。

補償内容	
対人賠償責任	無制限
対物賠償責任	1,000万円以上
自損事故	協議による(基本的に保険対応とする。)
車両損害	協議による(基本的に保険対応とする。)

5. 労働安全衛生規則に基づく定期自主検査について

- 1) 労働安全衛生規則第167条及び第168条の定期自主検査は、貸手側が行うこと。
- 2) 労働安全衛生規則第170条の作業開始前点検は指定業者が行う。

6. 提出書類

書類名	提出時期	備考
各種問合せ先一覧表	除雪機械持込前	総合、車両、保険、その他
自動車損害賠償責任保険証明書(写)	除雪機械持込前	
車両保険及び盗難保険証書等(写)	除雪機械持込前	
特定自主検査記録表	除雪機械持込前	
除雪機械点検結果	除雪機械引取後	
除雪機械修繕見積書	除雪機械引取後	修繕箇所がある場合
除雪機械修繕請求書	除雪機械引取後	修繕箇所がある場合
車両4面及び回転灯までの高さが分かる写真	除雪機械持込前	
その他必要と認められる書類	必要の都度	

7. その他

- 1) 契約後の打合せを含め、3回程度実施予定。
- 2) 点検については点検日の2週間前までに連絡し、点検報告書を提出すること。
- 3) 引渡・返却の際は事前に場所を確認し、安全対策を講じた上で速やかに作業を完了し事故等がないようにすること。
- 4) この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する。